

不動産鑑定業者（青森県知事登録）の「登録換え」

- 【手続対象者】 ・青森県以外の都道府県に所在する事務所を廃止して、青森県内のみに事務所を設置しようとする者
 ・青森県以外の都道府県に所在する事務所を廃止しようとする者

【手数料】 12,400 円の青森県収入証紙

【提出部数】 正本 1 部

	提出書類	様式	法人	個人	備考
1	登録申請書	別記様式第七表（第一面）、裏（第二面）	○	○	
2	不動産鑑定業経歴書	別記様式第八添付書類（イ）	○	○	
3	不動産鑑定士及び鑑定士補の氏名を記載した書面	別記様式第八添付書類（ロ）	○	○	
4	申請者（法人の場合役員全員）が法第 25 条第 1～5 号に該当しないことを誓約する書面	誓約書 法人： 「当社は」及び「私ども役員は」	○	○	法第 25 条 1～5 号に該当しないことを誓約する書面については代表者の名前で提出、役員全員の連名で提出のどちらでもよい
5	法人自体が法第 25 条第 1、2、4、5 号に該当しないことを誓約する書面	（役員 1 名の場合は「私は」） 個人：「私は」	○	—	
6	法第 35 条第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書面	専ら当該事務所において勤務を命じたことを証する書面（辞令、異動通知書の写し）	○	○	申請者自身が専任の不動産鑑定士を兼任している場合は不要（登録申請書第二面にその旨を付記）
7	申請者の略歴書（法人である場合は役員全員のもの）、事務所ごとの専任不動産鑑定士の略歴書及び略歴書一覧		○	○	役員とは：業務を執行する役員・取締役・執行役・これらに準ずる者（監査役・監事・部課長等の役付き職員は含まない）
8	定款又は寄付行為		○	—	・「目的」欄に「不動産鑑定評価業務」等の記載のあるもの ・代表者による原本証明が必要
9	登記事項証明書		○	—	・現在事項全部証明書 ・概ね 3 ヶ月以内に発行されたもの ・写しの場合は代表者による原本証明が必要
10	個人の申請者及び専任の不動産鑑定士の住民票抄本		※	※	※住民基本台帳ネットワークシステムに加入している市町村に住民票がある場合は不要 ・住民票と住所地が異なる場合は、これに変わる書面
11	事務所案内図等		○	○	次の場合は、賃貸借契約書等の事務所の所在等が確認できる書類の提出も必要です。 法人：商業登記されていない事務所の場合 個人：住所地以外の場所に事務所がある場合
12	専任不動産鑑定士の資格を証明する書面		○	○	専任不動産鑑定士の鑑定士資格を証明するもの（鑑定士登録番号の確認できるものの写し）